

テレワークステーション KADO 拡張・改修工事設計業務委託
に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

一般財団法人塩尻市振興公社及び塩尻市では、就労支援政策の一環として、地域における多様な働き方を創出することを目指し、「塩尻型テレワーク事業」（以下、「当該事業」という。）※に取り組んでいます。

当該事業は、都市部等の企業や官公庁における ICT 業務を塩尻市振興公社が受注・分解し、地域の自営型テレワーカー（以下、「ワーカー」という。）に発注する、いわゆるクラウドソーシングと同様の事業として実施しています。

塩尻市振興公社及び塩尻市は、それらの業務を行うスペースとして、ウイングロードビル3階に「テレワークステーション KADO」（以下、「当該施設」という。）を2010年に整備し、その後、2017年に拡張を行い、約200人のワーカーが好きな時間に好きなだけ働ける施設として運営しています。

今年度、受注する業務量の拡大及びワーカーの増加や多様化に対応し、当該事業の拡大と安定化を図るため、当該施設の拡張・改修工事を実施します。

具体的には、ウイングロードビル3階における専有スペースを拡張するとともに、既存施設も含めたユニバーサルデザインに基づいた改修工事を実施し、多様なワーカー（子育て中の女性、障がい者、高齢者等）が働きやすい環境としたいと考えています。

当該施設の拡張・改修工事の設計業務にあたっては、塩尻市振興公社の要求事項や当該事業の課題や将来展開を十分に理解し、調整協議を経ながら、築27年を経過する大型商業施設の一部という制約の中に新たな空間のあり方を設計案として形作ることの出来る設計候補者を選定するため、条件付公募型プロポーザル方式により広く提案を求めるものです。

※「塩尻型テレワーク事業」の概要は資料1を参照

2. プロポーザルの概要

(1) 名称

テレワークステーション KADO 拡張・改修工事設計業務委託に係るプロポーザル

(2) 主催者

一般財団法人塩尻市振興公社

(3) 内容

本プロポーザルは、当該事業の目的達成にふさわしい拠点施設の設計提案を広く求め、テレワークステーション KADO 拡張・改修工事設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で最優秀提案者を決定した後、その者と当該施設の設計業務の業務委託契約を締結するものです。

また、本件受注者には、2019年度に実施するテレワークステーション KADO 拡張・改修工事の監理業務委託についても、優先的に契約締結交渉を行うものとします。

なお契約締結後、設計を進めるにあたって、提案内容の拘束を受けるものではありません。

3. 業務の概要

(1) 業務名

テレワークステーション KADO 拡張・改修工事設計業務委託

(2) 業務内容

別紙1「テレワークステーション KADO 拡張・改修工事設計業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日（2019年6月中旬を予定）から2019年11月15日まで（予定）

(4) 発注者

一般財団法人塩尻市振興公社

(5) 契約上限額

7,600千円（消費税及び地方消費税含む）

(6) 工事計画概要

別紙2「テレワークステーション KADO 拡張・改修工事 計画概要」のとおり

4. スケジュール

(1) 実施要領の公開	2019年	5月	7日（火）
(2) 施設内覧申込	2019年	5月10日（金）	午後4時まで
(3) 施設内覧	2019年	5月13日（月）	
	2019年	5月14日（火）	
(4) 質問締切	2019年	5月15日（水）	午後4時到着分まで
(5) 質問最終回答	2019年	5月20日（月）	
(6) 参加表明書提出期限	2019年	5月22日（水）	午後4時到着分まで
(7) 第1次審査結果通知	2019年	5月24日（金）	
(8) 企画提案書提出期限	2019年	6月4日（火）	午後4時到着分まで
(9) 第2次審査（プレゼン）	2019年	6月6日（木）	（予定）
(10) 審査結果通知	2019年	6月上旬	（予定）
(11) 契約締結	2019年	6月中旬	（予定）

5. 参加資格の要件等

本プロポーザルに参加する者「以下、「参加者」という。」の資格要件等は、次のとおりとします。

- (1) 実施要領の公開日において、長野県内に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有すること。
- (2) 本業務の参加表明書提出期限の日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 市税、県税、国税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項（昭和22年政令第16号）の規定に該当しないこと。

- (5) 塩尻市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (6) 本業務を担当する総括責任者が、建築士法第 2 条に規定する一級建築士の資格を有すること。

6. 施設内覧

(1) 内容

当該事業の業務時間外に施設の内覧を行います。内覧時は塩尻市振興公社が施設概要を説明します。なお、公平性を期すため、その場での質問等には回答しませんので、質問がある場合は後述する質問の手続きを行ってください。

(2) 日時

- ・ 5 月 1 3 日（月） 午後 6 時から午後 6 時 3 0 分まで
 - ・ 5 月 1 4 日（火） 午後 6 時から午後 6 時 3 0 分まで
- ※いずれかの日時、1 回のみ参加とします。

(3) 申込み

施設内覧を希望する者は、5 月 1 0 日（金）午後 4 時までに、電子メールにて内覧申込書（様式 1）を提出し、送信後は電話にて受信確認をしてください。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな場合は内覧を許可しないことがあります。

7. 質問回答

仕様書等への質問及び回答については、次のとおり行うこととします。

- (1) 塩尻市振興公社ホームページより質問書（様式 2）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ電子メールにて提出し、送信後は電話にて受信確認をしてください。なお、電話、FAX 及び口頭による質問は受け付けません。
 - (2) 質問受付期間：2 0 1 9 年 5 月 1 5 日（水）午後 4 時まで（必着）
 - (3) 質問に対する回答は、塩尻市振興公社ホームページ上で公開します。
- ※参加資格要件を満たさないことが明らかな場合は質問を受け付けません。

8. 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、塩尻市振興公社ホームページより以下のとおり必要様式をダウンロードして必要事項を記入し、様式 3 に代表者印を押印のうえ提出してください。（同一企業の本社及び支店等での重複申込は認めません）

(1) 提出書類（A 4 用紙片面印刷）

- ア 参加表明書（様式 3）
- イ 事務所概要（任意様式：会社概要・沿革等が記載されたもの※パンフレット等可）
- ウ 業務実績書（様式 4）
- オ 配置予定技術者等の資格・業務実績書（様式 5）
- キ 納税証明書（市税、県税、国税）

(2) 提出方法

- ア 部 数：正本1部、副本1部 ※キ 納税証明書は各1部
- イ 提出方法：持参又は郵送（電子メールでの提出は不可）
- ウ 提出期限：2019年5月22日（水）午後4時まで
※郵送による提出の場合、提出期限までの必着とします。

9. 第1次審査

参加表明書ほか、提出された書類を事務局が審査し、参加資格を満たした参加者かつ審査点上位概ね5者を選定し、書面により結果を通知し企画提案書の提出を要請します。

※審査基準は別紙3「審査項目について」を参照

10. 提案

第1次審査により、第2次審査（プレゼンテーション）への参加を認められた参加者（以下、「第2次審査参加者」という。）は、以下の書類を作成のうえ提出してください。なお、提案は1社につき1件とします

(1) 提出書類

- ア 提案書（鑑）（様式6）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 積算内訳書（任意様式※A4用紙片面）
- ※ 企画提案書、積算内訳書において使用する言語、通過及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法 に定める単位とします。
- ※ 企画提案書、積算内訳書の副本には提案者（協力事務所等を含む）を特定することが出来る内容（具体的な社名及び 個人名、実績の名称等）は記述しないでください。※黒塗可

(2) 企画提案書の作成について

別紙2「テレワークステーションKADO 拡張・改修工事 計画概要」を踏まえ、A3用紙片面1枚以内に、次の項目について企画提案書を作成してください。

ア 設計方針

本業務の取組体制と担当チームの特徴、重視する業務上の配慮事項等

イ 工事計画

工事業務の工程、工事費の配分、別紙2「3. 整備方針」に対する考え方

ウ 重視する項目への提案

計画概要全体を踏まえたうえで、別紙2「4. 拡張・改修工事の内容（4）重視する項目」に対する提案

- ※ 文章での表現を原則とし、イラスト及び写真の使用は必要最低限としてください。
- ※ 文字サイズは10.5ポイント以上としてください。
- ※ PDF化したデータをCD-Rに収納し提出してください。

(2) 提出方法

ア 部 数：提案書（鑑）正本1部

企画提案書 正本1部、副本15部、PDFデータを収納したCD-R1部

積算内訳書 正本1部、副本15部

イ 提出方法：持参又は郵送（電子メールでの提出は不可）

ウ 提出期限：2019年6月4日（火）午後4時まで

※ 郵送による提出の場合、提出期限までの必着とします。

※ 理由の如何にかかわらず、提出期限を過ぎての書類の追加及び修正は認めません。

11. 第2次審査

第2次提案参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時：2019年6月6日（木）（予定）

※実施の順番は企画提案書の提出順の逆順を基本とします。

※詳細な日時は、企画提案書の提出期日後に各参加者に別途連絡します。

(2) 場所：塩尻インキュベーションプラザ 産学連携研修室（2階）

(3) 時間：説明時間15分以内（厳守）、質問15分程度を予定

※プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を説明することとし、資料の差替え・追加は認めません（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。

※プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意してください。ただし、プロジェクター（D-sub 入力）及び投影スクリーンは塩尻市振興公社が用意します。

※プレゼンテーションには各社3名まで出席可能とし、本業務の総括責任者（またはプロジェクト管理責任者）、実務窓口担当者、実務担当者等が出席してください。

※プレゼンテーションでは、提案者（協力事務所等を含む）の特定につながるような発言や行為はしないでください。

12. 最優秀提案者及び次点候補者の決定

第1次審査、第2次審査（プレゼンテーション）及び見積書評価の結果をもとに、最優秀提案者及び次点候補者を決定します。

審査結果については、参加者に郵送で通知します。なお、最優秀提案者及び次点候補者については、塩尻市振興公社ホームページで公開します。

※審査基準は別紙3「審査項目について」を参照

13. 問い合わせ先及び書類提出先

〒399-0737 長野県塩尻市大門八番町1番2号 塩尻インキュベーションプラザ事務室

電話 0263-51-0802

FAX 0263-51-1921

E-mail kado_ext@shiojiri.com

担当：太田、横山

14. その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - イ 実施要領に定める事項に違反した場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - エ その他公平な競争の妨げになる行為または事実があったと塩尻市振興公社が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとします。なお、提案書等のなかで第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ることとし、第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者がすべて負うものとします。
- (4) 本プロポーザルに関する公表、展示及びその他塩尻市振興公社が必要と認める時に、提案者名を明示のうえ、企画提案書を無償で使用するものとします。なお、提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、使用した提案者が当該第三者の承諾を得ることとします。
- (5) 提案書等は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ適宜判断するものとします。

【参考】資料及び様式等について

資料・様式名		提出期限	提出方法
	プロポーザル実施要領	/	/
別紙 1	特記仕様書		
別紙 2	計画概要		
別紙 3	審査項目について		
資料 1	事業概要		
資料 2	参考図面		
様式 1	内覧申込書	5月10日午後4時	電子メール
様式 2	質問書	5月15日午後4時	電子メール
様式 3	参加表明書	5月22日午後4時	持参 又は郵送
【任意様式】	事務所概要		
様式 4	業務実績書		
様式 5	配置予定技術者等の資格・ 業務実績書		
様式 6	提案書（鑑）	6月4日午後4時	持参 又は郵送
【任意様式】	企画提案書		
【任意様式】	積算内訳書		